

産後ケア事業

(保健推進課)

産後において家族等の援助が受けられず支援を必要とする母子に対して心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができるよう「産後ケア事業」を実施します。

【開始時期】 令和元年7月から順次実施

【対象者】

宇治市内に住所を有するおおむね生後4か月頃までの乳児及びその母親のうち、助産師、保健師及び看護師等による母親への心身のケアが必要であり、次の要件いずれにも該当する方。ただし、病院等への入院を要する方は除く。

- (1) 母親の産後の回復が思わしくなく母体管理が必要な体調不良の方、または育児に不安があり、授乳や沐浴などの方法についての相談、助言、指導等の心理的支援が必要な方
- (2) 親族等から支援が受けられず、家事、育児等の日常生活を行うことが困難な方

【事業内容】

(1) 宿泊型

医療機関や助産所で、助産師等による母親の心身のケアや育児サポートを行います。6泊7日まで利用可能です。

(2) 日帰り型

市内の旅館等で、助産師と保育士による母親の心身のケアや育児サポートを行います。1日1回、2日まで利用可能です。

(3) 訪問型

対象者の居宅で、助産師等による母親の心身のケアや育児サポートを行います。また、介護福祉士による家事支援を行います。助産師等による訪問は1日1回2日まで、介護福祉士による訪問は1日2時間以内で合計12日まで利用可能です。

【利用料】

サービスを利用する年度の個人市民税の所得割額の世帯合計、非課税世帯・生活保護世帯により異なります。

- (1) 宿泊型 9,000円～600円
- (2) 日帰り型 4,500円～300円
- (3) 訪問型 助産師 3,000円～300円
介護福祉士 60分まで1,500円～300円（以降15分ごとに加算）
保育士 1,500円～300円

一人じゃない ココロとカラダの 産後ケア



産後のママと赤ちゃんのためのサポートです。

おおむね生後4か月頃までの赤ちゃん和妈妈が、市が委託している医療機関や助産院で、ゆっくりと休養しながら、産後の体調管理と育児サポート(授乳・沐浴・育児相談など)を受けることができます。



利用できる方

産後の疲れや育児に不安を感じていて、ご家族などから産後の家事や育児等の支援が受けられない方で、宇治市に住民票のある、おおむね生後4か月頃までの赤ちゃん和妈妈
※赤ちゃんやママが感染症疾患にかかっていたり、入院治療等の医療行為が必要な方は利用できません。

ケアの内容・利用期間

- ①ママのケア(体調管理・休養・育児相談など)
- ②赤ちゃんへのサポートケア(お風呂の入れ方、おっぱいの与え方などの助言や指導)

実施場所において宿泊し、必要に応じ6泊7日まで利用可能です(食事の提供を含みます)。

実施場所(委託先)

曾我産婦人科、都倉病院、吉川助産院、中部産婦人科

利用料

世帯の市民税所得割額により、利用料が異なりますので下表を参考にしてください。

- 申請後世帯の課税状況を確認し、利用料を決定します。
※申請が4月から5月の場合は前年度の個人市民税所得割額となります。
※本市にて確認できない場合は、市府民税課税証明書等の提出が必要です。
- 利用料は直接実施場所へお支払いください。
※赤ちゃんのミルク、オムツや衣類等は代金には含みません。

サービスを利用する年度の個人市民税の所得割額の合計	宿泊(24時間あたり)
A: 28万円以上である世帯	9,000円
B: 16万円以上28万円未満である世帯	6,000円
C: 16万円未満である世帯で下記Dを除く世帯	4,000円
D: 市民税非課税世帯及び生活保護世帯	600円

利用の流れ

- 宇治市保健推進課へ利用の相談(申請)が必要です。申請書は宇治市のホームページよりダウンロード可能です。
- 申請に際し、保健師等が体調、育児の状況、家族の状況をお聞きし、訪問させていただくことがございます。
 - 申請後に利用の可否の審査を行い、利用決定後、「利用承認通知書」を送付します。
 - 妊娠中から産後の利用を希望される場合は、ご相談ください。



申請(相談)先
宇治市保健推進課
親子健康係

宇治市宇治琵琶33

TEL:0774-22-3141(代表)

FAX:0774-21-0408



一人じゃない ココロとカラダの 産後ケア



出産後のママと赤ちゃんのためのサポートです。



おおむね生後4か月頃までの赤ちゃん和妈妈が、
自宅で、産後の体調管理と
育児サポート(授乳・沐浴・育児相談など)を
受けることができます。

利用できる方

産後の疲れや育児に不安を感じていて、ご家族などから産後の家事や育児等の支援が受けられない方で、宇治市に住民票のある、おおむね生後4か月頃までの赤ちゃん和妈妈
※赤ちゃんやママが感染症疾患にかかっていたり、入院治療等の医療行為が必要な方は利用できません。

ケアの内容・利用期間

- ①ママのケア(体調管理・育児相談など)
- ②赤ちゃんへのサポートケア
(お風呂の入れ方、おっぱいの与え方などの助言や指導)

市が委託している助産師が、ご自宅を訪問しケアを提供します。必要に応じ1日90分から120分まで、上限2日まで利用可能です。

※保育士によるサポートと同時利用可能です(別途有料)。

実施場所

ご自宅

利用料

世帯の市民税所得割額により、利用料が異なりますので下表を参考にしてください。

- 申請後世帯の課税状況を確認し、利用料を決定します。
※申請が4月から5月の場合は前年度の個人市民税所得割額となります。
※本市にて確認できない場合は、市府民税課税証明書等の提出が必要です。
- 利用料は直接訪問したスタッフへお支払いください。

サービスを利用する年度の個人市民税の所得割額の合計	訪問型 (90分~120分あたり)
A: 28万円以上である世帯	3,000円
B: 16万円以上28万円未満である世帯	2,000円
C: 16万円未満である世帯で下記Dを除く世帯	1,300円
D: 市民税非課税世帯及び生活保護世帯	300円

利用の流れ

宇治市保健推進課へ利用の相談(申請)が必要です。申請書は宇治市のホームページよりダウンロード可能です。

- 申請に際し、保健師等が体調、育児の状況、家族の状況をお聞きし、訪問させていただくことがございます。
- 申請後に利用の可否の審査を行い、利用決定後、「利用承認通知書」を送付します。
- 妊娠中から産後の利用を希望される場合は、ご相談ください。



申請(相談)先
宇治市保健推進課
親子健康係

宇治市宇治琵琶33

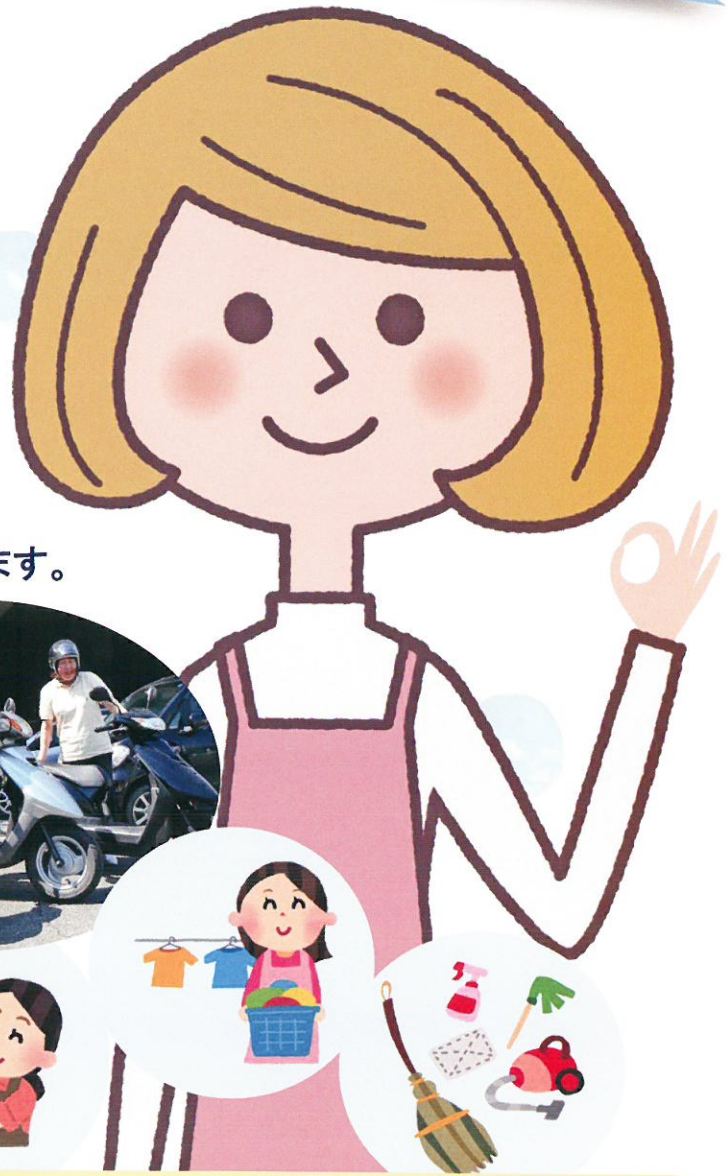
TEL:0774-22-3141(代表)

FAX:0774-21-0408

出産後のママと赤ちゃんのためのサポートです

介護福祉士の 家事支援

産後のママが、ご自宅で安心して
子育てができるよう、家事・育児のサポートを行います。



利用できる方

産後の疲れや育児に不安を感じていて、ご家族などから産後の家事や育児等の支援が受けられない方で、宇治市に住民票のある、おおむね生後4か月ごろまでの赤ちゃん和妈妈

利用料

世帯の市民税所得割額により、利用料が異なりますので右表を参考にしてください。

○申請後世帯の課税状況を確認し、利用料を決定します。

※申請が4月から5月の場合は前年度の個人市民税所得割額となります。

※本市にて確認できない場合は、市府民税課税証明書等の提出が必要です。

○宇治市福祉サービス公社より、介護福祉士を派遣します。利用料は直接訪問したスタッフへお支払いください。

サービスの内容

- 家事に関するサポート（掃除、洗濯、買い物、調理など）
- 子育てに関するサポート（授乳や沐浴のサポート、衣服の交換、上の子のお世話など）

※ママができる範囲のことは、ご自身で行ってください。

※保育士によるサポートと同時利用可能です（別途有料）。

お一人1日2時間以内、12日までご利用いただけます。

サービスを利用する年度の 個人市民税の所得割額の合計	家事支援	
	60分まで	60分を超えて 15分あたり
A: 28万円以上である世帯	1,500円	375円
B: 16万円以上28万円未満である世帯	1,000円	250円
C: 16万円未満である世帯で下記Dを除く世帯	700円	175円
D: 市民税非課税世帯及び生活保護世帯	300円	75円

まずはお問い合わせください
宇治市保健推進課 親子健康係
住所: 宇治市宇治琵琶33
TEL.0774-22-3141(代表)
FAX.0774-21-0408

利用の流れ

利用を希望される場合は、利用の相談(申請)が必要です。妊娠中から相談できます。

- 申請に際し、保健師等が体調や育児・家庭状況をお聞きするほか、ご家庭を訪問させていただくことがあります。
- 申請後に利用の可否の審査を行い、利用決定後、「利用承認通知書」を送付します。
- 申請書は宇治市のホームページよりダウンロード可能です。